

医政発0615第3号
平成23年6月15日

東京電力又は東北電力から電力供給される

各 都 県 知 事
保健所設置市市長
特 別 区 区 長 殿

厚生労働省医政局長

医療施設における節電行動計画の作成について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

医療施設における節電対策につきましては、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」(平成23年6月3日医政発0603第4号厚生労働省医政局長通知)においてお示ししたところです。

当該通知中、追って通知予定と記載しておりました大口需要家の節電行動計画の作成・提出等の具体的方法について、下記のとおりといたしました。

つきましては、都道府県におかれでは、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の東京・東北電力管内の医療施設への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれでは、下記4(2)の取扱いについて、御了知いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、大学病院における節電行動計画の作成・提出等の方法については、別途文部科学省から示されている事務連絡に基づき、御対応いただくこととなります。

記

1 「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」の修正について

「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の記載の一部に誤りがありましたので、次のとおり修正します。

1 (1) 中「※ただし、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村）については、電力使用制限の対象外とされております。（詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照）」を「※東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、電力使用制限の対象外とされております。」に改める。

被災地域に所在する医療施設（大口需要家に限る。）についても、他の地域と同様の取扱いとされており、電気事業法第27条に基づく電力使用制限（昨年比15%減）の対象とされています。このため、被災地域においても、制限緩和の適用（昨年の使用最大電力までの電力の使用を可能とすること）を希望する場合には、申請を行っていただく必要があります。

（ただし、東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する医療施設については、電力使用制限の対象外となっておりますので、制限緩和の申請を行っていただく必要はありません。）

震災により大きな被害を受けられた中で、大変お手数をおかけしますが、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の3（1）①を御参照いただき、適切に手続きを行っていただきますようよろしくお願ひいたします。

2. 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組

（1）節電行動計画の作成

制限緩和の適用の有無に関わらず、すべての大口需要家は節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められています。

大口需要家である医療施設は、別添1の「大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」（以下「大口フォーマット」という。）に則り、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。（厚生労働省ホームページに大口フォーマットの電子媒体を掲載しておりますので、御活用ください。）

【大口フォーマット掲載先】

厚生労働省トップページ → 東日本大震災関連情報 → 夏期の電力供給対策関係
→ 夏期の電力需給対策関連通知等
(URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>)

（2）節電行動計画の提出

制限緩和の適用が認められた需要設備であっても、可能な限り徹底して節電に取り組むことが求められています。

このため、特に制限緩和の適用が認められた需要設備については、作成した節電行動計画を事業所管省庁に提出し、検証を受けることとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、作成していただいた節電行動計画を7月1日（金）までに、下記の提出先まで提出してください。（厚生労働省ホームページ上の大口フォーマットに必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を経由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。）

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryousetsuden@mhlw.go.jp

御提出いただいた節電行動計画については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、計画の補正等をお願いすることがありますので、その旨御承知おきください。

(3) 節電行動計画の実施結果の報告

制限緩和の適用が認められた需要設備については、電力使用制限期間（東京電力管内は7月1日から9月22日まで、東北電力管内は7月1日から9月9日まで）終了後、節電行動計画に基づく節電の取組の実施結果について、事業所管省庁に報告することとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、節電の取組の実施結果について、9月分の使用電力の検針後、速やかに、下記の提出先まで提出してください。(厚生労働省ホームページ上の大口フォーマット中の「実行確認」欄に必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を経由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。)

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryou-setsuden@mhlw.go.jp

御報告いただいた節電の取組の実施結果については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、不明な点等について問い合わせをさせていただくことがありますので、その旨御承知おきください。

また、厚生労働省として医療施設における節電に関する好事例等を把握するため、上記の実施結果の報告とは別に、節電実施期間（7～9月）中に、節電の取組状況についてヒアリングをさせていただくことがありますので、御協力をお願いいたします。

(4) その他

通常は制限緩和の申請を行っていただくことになりますが、例外的に制限緩和の申請を行わず適用を受けない場合は、上記（2）及び（3）の節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんので、念のため申し添えます。

3. 小口需要家（契約電力500kW未満）の取組

小口需要家である医療施設は、別添2の「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考に、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。

小口需要家は、節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんが、作成した節電行動計画に基づき、徹底した節電の取組をお願いいたします。

4. 留意点

(1) 節電行動計画の位置付けについて

節電行動計画の作成及び計画に基づく節電の取組の実施は、電気事業法に基づき規制を課すものではなく、あくまで自主的な取組として行っていただくものであり、計画に記載した目標数値等を達成できなかった場合にも、罰則や指導の対象となるものではありません。

しかしながら、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、各医療施設において可能な限り積極的な内容を盛り込んだ計画を作成し、徹底して節電に取り組んでいただきますようお願いします。

(2) 節電を目的とする診療時間の変更について

「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」(平成23年3月21日医総発0321第1号厚生労働省医政局総務課長通知)中の2において、東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないとしています。

夏期の節電の取組の一環として、診療時間の変更を行う場合にも、同様の取扱いとして差し支えありません。

(3) 制限緩和申請書の添付書類について

制限緩和の申請を行う場合に添付することとされている制限緩和の対象であることを証明する書類について、別添3「制限緩和申請書記載マニュアル」のP.12に記載されている許可書、届出書、保険医療機関指定通知書を紛失した場合等には、開設届が受理されていることを所管の保健所長が証明する書類等で代替することも可能です。

都道府県におかれでは、上記書類の発行等について医療機関から問い合わせがあった場合には、適宜相談に応じていただきますようお願いいたします。

5. 節電行動計画に関する問い合わせ先

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）

（電話）03-5253-1111（内線）2672、2518、2519

6. 参考となるウェブサイト

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力供給対策について」

※大口フォーマットを掲載

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001cg50.html>

経済産業省ホームページ

・「節電—電力消費をおさえるには—」

※小口フォーマットを掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

医政発〇六一五第4号

平成23年6月15日

社団法人〇〇会会长 殿

厚生労働省医政局長

医療施設における節電行動計画の作成について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

医療施設における節電対策につきましては、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」(平成23年6月3日医政発〇六〇三第5号厚生労働省医政局長通知)においてお示ししたところです。

当該通知中、追って通知予定と記載しておりました大口需要家の節電行動計画の作成・提出等の具体的方法について、下記のとおりといたしました。

つきましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、東京・東北電力管内の貴会会員への周知に御協力いただきますようお願ひいたします。

なお、大学病院における節電行動計画の作成・提出等の方法については、別途文部科学省から示されている事務連絡に基づき、御対応いただくこととなります。

記

1. 「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」の修正について

「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の記載の一部に誤りがありましたので、次のとおり修正します。

1 (1) 中「※ただし、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村）については、電力使用制限の対象外とされております。（詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照）」を「※東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、電力使用制限の対象外とされております。」に改める。

被災地域に所在する医療施設（大口需要家に限る。）についても、他の地域と同様の取扱いとされており、電気事業法第27条に基づく電力使用制限（昨年比15%減）の対象とされ

ております。このため、被災地域においても、制限緩和の適用（昨年の使用最大電力までの電力の使用を可能とすること）を希望する場合には、申請を行っていただく必要があります。

（ただし、東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する医療施設については、電力使用制限の対象外となっておりますので、制限緩和の申請を行っていただく必要はありません。）

震災により大きな被害を受けられた中で、大変お手数をおかけしますが、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の3（1）①を御参照いただき、適切に手続きを行っていただきますようよろしくお願ひいたします。

2. 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組

（1）節電行動計画の作成

制限緩和の適用の有無に関わらず、すべての大口需要家は節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められています。

大口需要家である医療施設は、別添1の「大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」（以下「大口フォーマット」という。）に則り、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。（厚生労働省ホームページに大口フォーマットの電子媒体を掲載しておりますので、御活用ください。）

【大口フォーマット掲載先】

厚生労働省トップページ → 東日本大震災関連情報 → 夏期の電力供給対策関係
→ 夏期の電力需給対策関連通知等
(URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>)

（2）節電行動計画の提出

制限緩和の適用が認められた需要設備であっても、可能な限り徹底して節電に取り組むことが求められています。

このため、特に制限緩和の適用が認められた需要設備については、作成した節電行動計画を事業所管省庁に提出し、検証を受けることとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、作成していただいた節電行動計画を7月1日（金）までに、下記の提出先まで提出してください。（厚生労働省ホームページ上の大口フォーマットに必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を経由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。）

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryousetsuden@mhlw.go.jp

御提出いただいた節電行動計画については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、計画の補正等をお願いすることがありますので、その旨御承知おきください。

（3）節電行動計画の実施結果の報告

制限緩和の適用が認められた需要設備については、電力使用制限期間（東京電力管内は7月1日から9月22日まで、東北電力管内は7月1日から9月9日まで）終了後、節電行動

計画に基づく節電の取組の実施結果について、事業所管省庁に報告することとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、節電の取組の実施結果について、9月分の使用電力の検針後、速やかに、下記の提出先まで提出してください。(厚生労働省ホームページ上の大口フォーマット中の「実行確認」欄に必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を経由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。)

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryou-setsuden@mhlw.go.jp

御報告いただいた節電の取組の実施結果については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、不明な点等について問い合わせをさせていただくことがありますので、その旨御承知おきください。

また、厚生労働省として医療施設における節電に関する好事例等を把握するため、上記の実施結果の報告とは別に、節電実施期間（7～9月）中に、節電の取組状況についてヒアリングをさせていただくことがありますので、御協力をお願ひいたします。

(4) その他

通常は制限緩和の申請を行っていただくことになりますが、例外的に制限緩和の申請を行わず適用を受けない場合は、上記（2）及び（3）の節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんので、念のため申し添えます。

3. 小口需要家（契約電力500kW未満）の取組

小口需要家である医療施設は、別添2の「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考に、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。

小口需要家は、節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんが、作成した節電行動計画に基づき、徹底した節電の取組をお願いいたします。

4. 留意点

(1) 節電行動計画の位置付けについて

節電行動計画の作成及び計画に基づく節電の取組の実施は、電気事業法に基づき規制を課すものではなく、あくまで自主的な取組として行っていただくものであり、計画に記載した目標数値等を達成できなかった場合にも、罰則や指導の対象となるものではありません。

しかしながら、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、各医療施設において可能な限り積極的な内容を盛り込んだ計画を作成し、徹底して節電に取り組んでいただきますようお願いします。

(2) 節電を目的とする診療時間の変更について

「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」(平成23年3月21日医総発0321第1号厚生労働省医政

局総務課長通知)中の2において、東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこととしています。

夏期の節電の取組の一環として、診療時間の変更を行う場合にも、同様の取扱いとして差し支えありません。

(3) 制限緩和申請書の添付書類について

制限緩和の申請を行う場合に添付することとされている制限緩和の対象であることを証明する書類について、別添3「制限緩和申請書記載マニュアル」のP.12に記載されている許可書、届出書、保険医療機関指定通知書を紛失した場合等には、開設届が受理されていることを所管の保健所長が証明する書類等で代替することも可能です。

5. 節電行動計画に関する問い合わせ先

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）

（電話）03-5253-1111（内線）2672、2518、2519

6. 参考となるウェブサイト

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力供給対策について」

※大口フォーマットを掲載

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

経済産業省ホームページ

・「節電—電力消費をおさえるには—」

※小口フォーマットを掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

別記団体

社団法人 日本医師会

社団法人 日本病院会

社団法人 全日本病院協会

社団法人 日本医療法人協会

社団法人 日本精神科病院協会

医政発0615第5号
平成23年6月15日

独立行政法人 ○○理事長 殿

厚生労働省医政局長

医療施設における節電行動計画の作成について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

医療施設における節電対策につきましては、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」(平成23年6月3日医政発0603第6号厚生労働省医政局長通知)においてお示ししたところです。

当該通知中、追って通知予定と記載しておりました大口需要家の節電行動計画の作成・提出等の具体的方法について、下記のとおりといたしました。

つきましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴法人の東京・東北電力管内の医療施設への周知に御協力いただきますようお願ひいたします。

なお、大学病院における節電行動計画の作成・提出等の方法については、別途文部科学省から示されている事務連絡に基づき、御対応いただくこととなります。

記

1. 「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」の修正について

「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の記載の一部に誤りがありましたので、次のとおり修正します。

1 (1) 中「※ただし、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村）については、電力使用制限の対象外とされております。（詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照）」を「※東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、電力使用制限の対象外とされております。」に改める。

被災地域に所在する医療施設（大口需要家に限る。）についても、他の地域と同様の取扱いとされており、電気事業法第27条に基づく電力使用制限（昨年比15%減）の対象とされ

ております。このため、被災地域においても、制限緩和の適用（昨年の使用最大電力までの電力の使用を可能とすること）を希望する場合には、申請を行っていただく必要があります。

（ただし、東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する医療施設については、電力使用制限の対象外となっており、制限緩和の申請を行っていただく必要はありません。）

震災により大きな被害を受けられた中で、大変お手数をおかけしますが、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の3（1）①を御参照いただき、適切に手続きを行っていただきますようよろしくお願ひいたします。

2. 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組

（1）節電行動計画の作成

制限緩和の適用の有無に関わらず、すべての大口需要家は節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められています。

大口需要家である医療施設は、別添1の「大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」（以下「大口フォーマット」という。）に則り、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。（厚生労働省ホームページに大口フォーマットの電子媒体を掲載しておりますので、御活用ください。）

【大口フォーマット掲載先】

厚生労働省トップページ → 東日本大震災関連情報 → 夏期の電力供給対策関係
→ 夏期の電力需給対策関連通知等
(URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>)

（2）節電行動計画の提出

制限緩和の適用が認められた需要設備であっても、可能な限り徹底して節電に取り組むことが求められています。

このため、特に制限緩和の適用が認められた需要設備については、作成した節電行動計画を事業所管省庁に提出し、検証を受けることとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、作成していただいた節電行動計画を7月1日（金）までに、下記の提出先まで提出してください。（厚生労働省ホームページ上の大口フォーマットに必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を経由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。）

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryou-setsuden@mhlw.go.jp

御提出いただいた節電行動計画については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、計画の補正等をお願いすることがありますので、その旨御承知おきください。

（3）節電行動計画の実施結果の報告

制限緩和の適用が認められた需要設備については、電力使用制限期間（東京電力管内は7月1日から9月22日まで、東北電力管内は7月1日から9月9日まで）終了後、節電行動

計画に基づく節電の取組の実施結果について、事業所管省庁に報告することとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、節電の取組の実施結果について、9月分の使用電力の検針後、速やかに、下記の提出先まで提出してください。(厚生労働省ホームページ上の大口フォーマット中の「実行確認」欄に必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を経由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。)

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryou-setsuden@mhlw.go.jp

御報告いただいた節電の取組の実施結果については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、不明な点等について問い合わせをさせていただくことがありますので、その旨御承知おきください。

また、厚生労働省として医療施設における節電に関する好事例等を把握するため、上記の実施結果の報告とは別に、節電実施期間（7～9月）中に、節電の取組状況についてヒアリングをさせていただくことがありますので、御協力をお願いいたします。

（4）その他

通常は制限緩和の申請を行っていただくことになりますが、例外的に制限緩和の申請を行わず適用を受けない場合は、上記（2）及び（3）の節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんので、念のため申し添えます。

3. 小口需要家（契約電力500kW未満）の取組

小口需要家である医療施設は、別添2の「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考に、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。

小口需要家は、節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんが、作成した節電行動計画に基づき、徹底した節電の取組をお願いいたします。

4. 留意点

（1）節電行動計画の位置付けについて

節電行動計画の作成及び計画に基づく節電の取組の実施は、電気事業法に基づき規制を課すものではなく、あくまで自主的な取組として行っていただくものであり、計画に記載した目標数値等を達成できなかった場合にも、罰則や指導の対象となるものではありません。

しかしながら、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、各医療施設において可能な限り積極的な内容を盛り込んだ計画を作成し、徹底して節電に取り組んでいただきますようお願いします。

（2）節電を目的とする診療時間の変更について

「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」（平成23年3月21日医総発0321第1号厚生労働省医政

局総務課長通知)中の2において、東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこととしています。

夏期の節電の取組の一環として、診療時間の変更を行う場合にも、同様の取扱いとして差し支えありません。

(3) 制限緩和申請書の添付書類について

制限緩和の申請を行う場合に添付することとされている制限緩和の対象であることを証明する書類について、別添3「制限緩和申請書記載マニュアル」のP.12に記載されている許可書、届出書、保険医療機関指定通知書を紛失した場合等には、開設届が受理されていることを所管の保健所長が証明する書類等で代替することも可能です。

5. 節電行動計画に関する問い合わせ先

厚生労働省医政局総務課(電力確保チーム)

(電話) 03-5253-1111 (内線) 2672、2518、2519

6. 参考となるウェブサイト

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力供給対策について」

※大口フォーマットを掲載

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

経済産業省ホームページ

・「節電—電力消費をおさえるには—」

※小口フォーマットを掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

別記団体

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 国立がん研究センター

独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター

独立行政法人 国立国際医療研究センター

独立行政法人 国立成育医療研究センター

(添付資料一覧)

別添 1：大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット

別添 2：小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット

別添 3：制限緩和申請書記載マニュアル（抄）（経済産業省作成資料）

別添 4：「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」（平成23年6月3日医政発0

603第4号厚生労働省医政局長通知）

※ 別添2、3については、経済産業省HPを参照。